

厚生年金保険に関する行政評価・監視

資 料

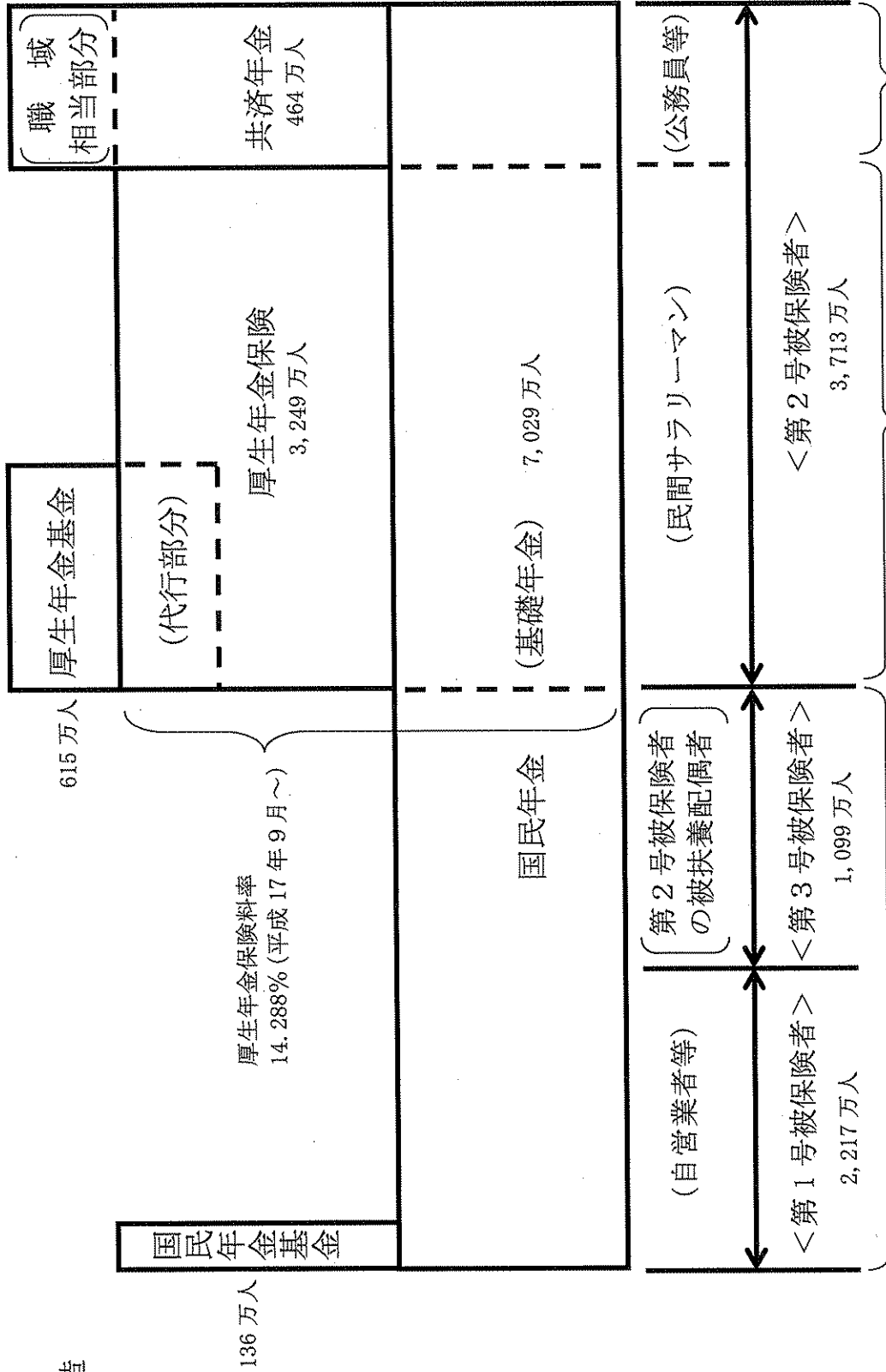
ページ

1	公的年金制度における厚生年金保険制度の位置付けと仕組み (平成 17 年 3 月末日現在)	1
2	厚生年金保険の仕組み	2
3	将来の保険料	3
4	平成 16 年度財政再計算における厚生年金の標準的な年金額の見通し (夫婦二人の基礎年金額を含む)	4
5	厚生年金保険の収支決算	5
6	厚生年金保険の適用済事業所数・被保険者数・収支等推移	6
7	社会保険庁における会計別定員数(平成 17 年度)	7
8	社会保険庁における非常勤職員数(平成 17 年度)	7
9	厚生労働省の資料等に基づく適用漏れのおそれのある事業所数の推計 ..	8
10	「就業構造基本調査」等に基づく適用漏れのおそれのある被保険者の 推計	10
11	全国の社会保険事務局が加入指導対象とした適用漏れ事業所のうち適 用に結び付いた事業所数(平成 16 年度)	11
12	加入指導により適用に結び付いた事業所数が低調な社会保険事務局 (平成 16 年度)	11
13	i) 適用漏れの新設事業所等の把握後、速やかに指導文書を発送する ため、年 1 回の文書発送にとどめることなく年間複数回発送する、ii) 指導文書の発送に際して、事業主の加入意向等を確認するためのアンケ ート調査票と返信用封筒等を同封するなどにより、適用率を高めている 社会保険事務所(平成 16 年度)	11
14	滞納処分が適切に行われていない不納欠損処理事例	12
15	厚生年金保険、労働保険及び国民年金の概要(平成 16 年度)	13

1 公的年金制度における厚生年金保険制度の位置付けと仕組み（平成17年3月末日現在）

[区分]

公的年金制度の構造



[事務分担]

社会保険庁 (国民年金部局)

社会保険庁 (厚生年金部局)

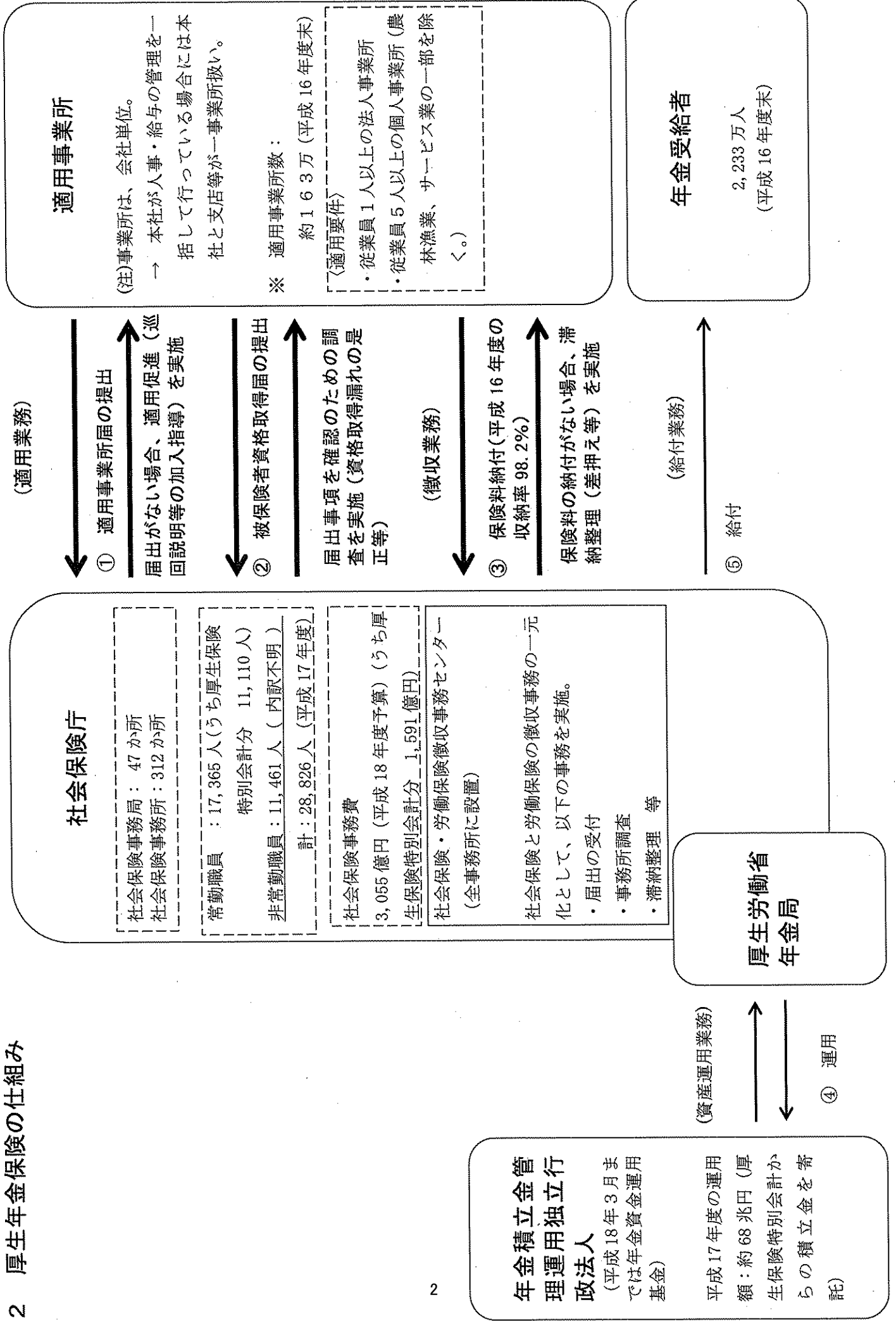
各省等の共済組合

[最近の行政評価・監視実績]

平成16年10月、12月勧告

今回勧告

2 厚生年金保険の仕組み



3 将来の保険料

○ 保険料の上昇を抑え、将来水準を固定。

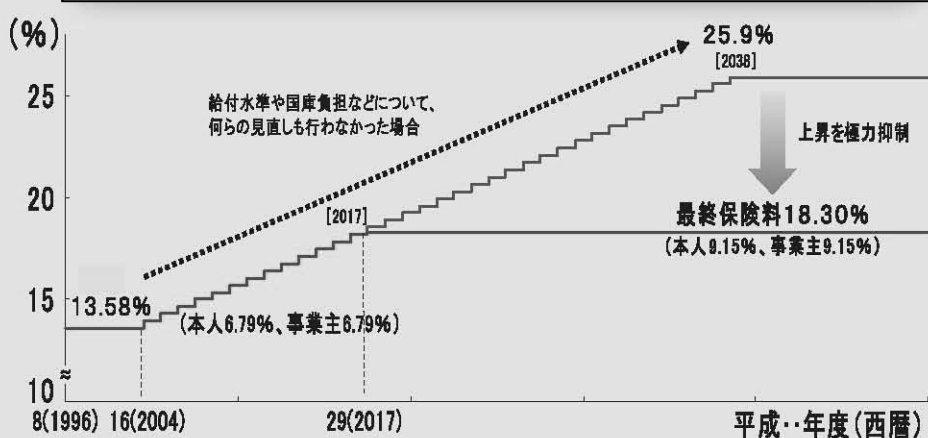
【現在の保険料】

- ・ 厚生年金 14.288%
- ・ 国民年金 13,580円
(平成17年9月～)

2017（平成29）年以降の保険料水準を固定

- ・ 厚生年金：平成16年10月から毎年0.354%引上げ、平成29年度以降18.3%で固定
- ・ 国民年金：平成17年4月から毎年280円引上げ、平成29年以降16,900円で固定
(いずれも平成16年度価格)

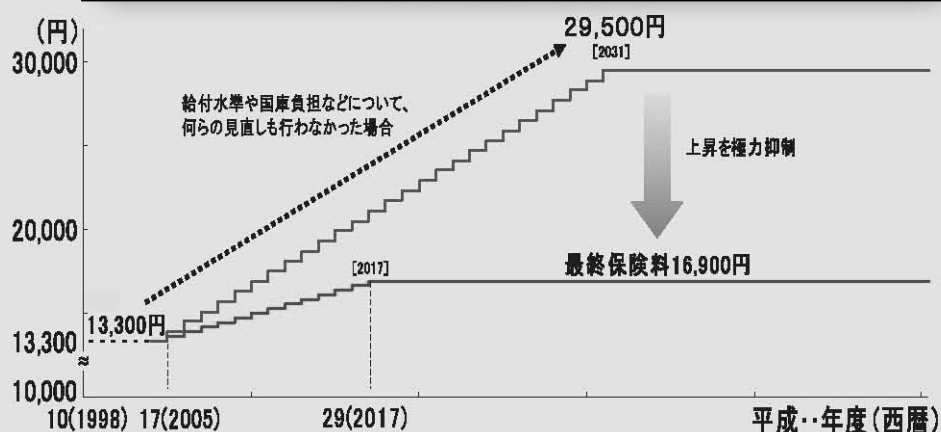
厚生年金の保険料率



注：保険料率は、全て総報酬ベース。

※ 平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人の負担増
→ 毎年月額650円、ボーナス1回1,150円(年2回)

国民年金の保険料



注：保険料は、平成16(2004)年度価格。ただし、平成15年度以前は、名目額。

※ 「平成16年度価格」とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定める。

4 平成16年財政再計算における厚生年金の標準的な年金額の見通し（夫婦二人の基礎年金額を含む）

生年度（平成16（2004）年度における年齢）	平成16（2004）年度	平成26（2014）年度	平成36（2024）年度
1939年度生（65歳）	23.3万円（65歳）	23.9万円（75歳）	24.6万円（85歳）
1949年度生（55歳）	—	25.2万円（65歳）	25.9万円（75歳）
1959年度生（45歳）	—	—	28.6万円（65歳）

（注）夫婦二人の基礎年金額は、平成16年度で13.2万円（6.6万円×2人）

5 厚生年金保険の収支決算

厚生保険特別会計 年金勘定

(単位：億円)

科 目	平成15年度決算額	平成16年度決算額	平成17年度決算額
(歳 入)			
保険料収入	192,425	194,537	200,584
一般会計より受入 (注) 2	41,045	42,792	45,394
国民年金特別会計より受入 (注) 3	13,921	16,060	19,474
解散厚生年金基金等徴収金	34,965	53,854	34,568
拠出金収入 (注) 4	372	383	384
存続組合等納付金 (注) 5	5,150	4,518	4,337
運用収入 (注) 6	22,884	16,125	10,776
積立金より受入	-	-	62,497
年金資金運用基金納付金 (注) 7	0	0	7,522
その他	259	208	203
歳入合計	311,022	328,477	385,740
(歳 出)			
保険給付費	208,140	215,380	219,863
国民年金特別会計へ繰入 (注) 8	102,986	107,874	112,831
福祉施設費等業務勘定へ繰入 (注) 9	2,075	1,906	42,402
諸支出金	1,201	957	972
歳出合計	314,401	326,118	376,068
歳入歳出差引残	△ 3,379	2,359	9,672

(注) 1 厚生労働省の資料による。

2 基礎年金への国庫負担分として一般会計から受け入れたもの

3 基礎年金制度導入(昭和61年)以前の受給者に対する基礎年金交付金相当部分を国民年金特別会計に繰入れたのち、同額を同特別会計から受け入れたもの

4 拠出金収入は、JT(日本たばこ産業株)及びJR(旅客鉄道株及び日本貨物鉄道株。以下同じ。)からのものである。

5 存続組合等納付金は、NTT(日本電信電話株)及びJRからのものである。

6 運用収入は、財務省財政融資資金への預託金によるものである。

7 年金資金運用基金納付金は、年金資金運用基金の運用益からのものである。

8 受給者に対して基礎年金を支給するための原資を国民年金特別会計へ繰入れたもの

9 平成17年度の決算額には、年金資金運用基金に係る財政融資資金繰上償還等資金財源(年金資金運用基金が旧大蔵省資金運用部からの借入れにより実施していた年金住宅融資事業の廃止に伴い、借入金の一括償還に充当。約40,841億円)が含まれている。

10 決算額は、「億円」の単位で整理しているため、合計が一致しない場合がある。

6 厚生年金保険の適用済事業所数・被保険者数・収支等推移

○ 厚生年金保険の適用済事業所数・被保険者数等推移 (単位：所、人)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
適用済事業所数	1,634,720	1,623,766	1,631,671
新規適用事業所数	51,475	60,649	58,265
全被保険者資格喪失事業所数	79,611	62,890	46,092
被保険者数	32,144,195	32,120,748	32,491,043
資格取得被保険者数	7,132,177	6,313,337	6,453,507
資格喪失被保険者数	6,598,546	6,261,365	6,069,532

- (注) 1 適用済事業所数は、各年度末現在の事業所数である。
 2 新規適用事業所数は、当該年度中に新規に適用された事業所の延べ数である。
 3 全被保険者資格喪失事業所数は、当該年度中に適用事業所に該当しなくなった事業所の延べ数である。
 4 被保険者数は、各年度末現在の被保険者数である。
 5 資格取得被保険者数は、当該年度中に被保険者の資格を取得した者の延べ数である。
 6 資格喪失被保険者数は、当該年度中に被保険者の資格を喪失した者の延べ数である。

○ 保険料収入・保険料率の推移 (単位：億円、%)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
保険料収入	202,034	192,425	194,537
保険料率	13.58	13.58	13.934

- (注) 保険料率は、平成 16 年 10 月から毎年 0.354% 引上げ、平成 29 年度以降は 18.3% に固定することとされている。平成 17 年 9 月からの保険料率は 14.288% となっている。

○ 運用収入の推移 (単位：億円)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
運用収入	31,071	22,884	16,125
年金資金運用基金納付金	0	0	7,522

- (注) 運用収入は、旧財務省財政融資資金への預託金によるもの。年金資金運用基金納付金は、年金資金運用基金の運用益からのもの。資金運用業務は、平成 13 年 4 月から年金基金運用基金、平成 18 年 4 月から年金積立金管理運用独立行政法人が行っている。

○ 保険給付費の推移 (単位：億円)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
保険給付費	203,466	208,140	215,380

- (注) 厚生労働省の資料による。

7 社会保険庁における会計別定員数（平成17年度）

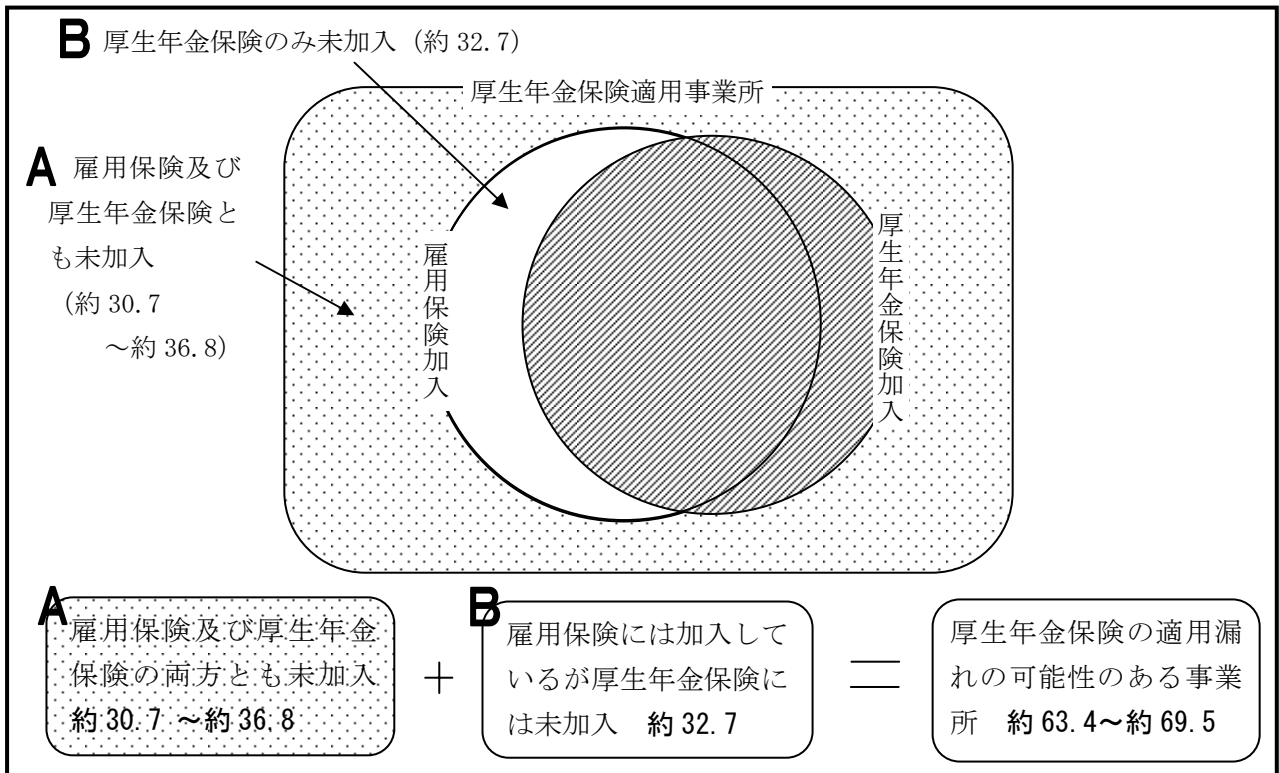
会 計	定 員 数
厚生保険特別会計	11,110人
国民年金特別会計	5,899人
船員保険特別会計	214人
一 般 会 計	142人
合 計	17,365人

8 社会保険庁における非常勤職員数（平成17年度）

区 分	職 員 数
謝 金 職 員	5,211人
国民年金推進員	3,108人
事 務 補 助 員	3,142人
合 計	11,461人

9 厚生労働省の資料等に基づく適用漏れのおそれのある事業所数の推計

(単位：万事業所)



<推計の方法>

Aの算出方法

厚生労働省は、労働保険（労災保険）の未手続事業数（事業主からの加入届出が無い事業数）について50万事業以上存在すると推計している。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）において、未手続事業数は、最大限約60万存在するとされている（平成13年度推計値・厚生労働省提出資料より）。

雇用保険及び厚生年金保険の両方とも未加入の事業所数は、厚生労働省による推計の労働保険（労災保険）の未手続事業数（50万～最大60万事業。厚生年金保険の事業所と一致する場合もあるが、建設現場など特定の事業所単位で適用する場合がある。）に厚生年金保険強制加入率（※）を乗じて算出した。

$$(50 \text{万} \sim 60 \text{万}) \times \underline{61.4\%} = 30.7 \text{万} \sim 36.8 \text{万事業所}$$

※ 厚生年金保険強制加入率は、「平成13年事業所・企業統計調査結果」により、以下のとおり算出した。

$$[(18 \text{万}(a) + 181 \text{万}(b)) / (143 \text{万}(c) + 181 \text{万}(b))] \times 100 = \underline{61.4\%}$$

- a: 個人の常用雇用者規模5～9人の事業所 (184,242事業所)
- b: 法人の常用雇用者規模1～9人の事業所 (1,808,755事業所)
- c: 個人の常用雇用者規模1～9人の事業所 (1,431,226事業所)

Bの算出方法

社会保険庁が、厚生年金保険の適用済事業所情報（約163万事業所）と雇用保険の適用済事業所情報（厚生年金保険の適用要件に該当すると思われる約181万事業所）を突合させた結果である厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所約33万事業所（平成14年、16年及び17年の合計）から平成14年～16年に適用に結び付いた約0.3万事業所を差し引いたもの

- i 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合の結果、
適用漏れが疑われる事業所数（平成14年、16年及び17年の合計） : 約33万事業所
- 一) ii iのうち、平成14～16年度に厚生年金保険に加入した事業所数(※) : 約0.3万事業所
約32.7万事業所

※ 厚生年金保険の適用漏れが疑われる事業所のうち、平成14年～16年に加入した事業所

I 平成14年の雇用保険適用事業所情報

i 平成14年度～16年度に加入した事業所 : 2,412事業所

II 平成16年の雇用保険適用事業所情報

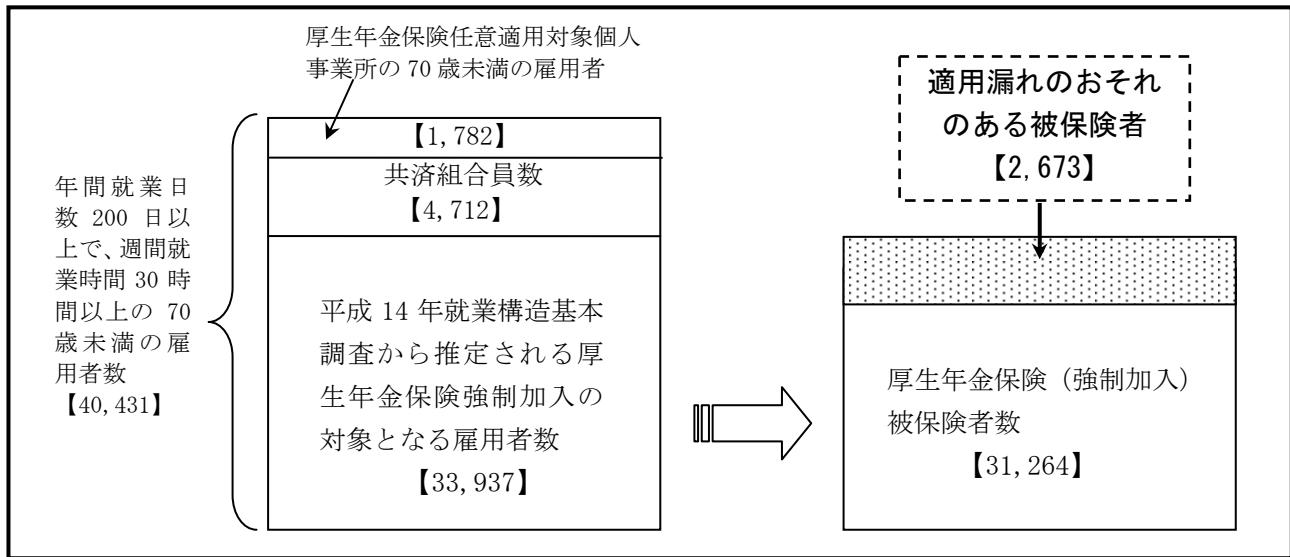
i 平成16年度に加入した事業所 : 274事業所

→ I～IIの合計 2,686事業所

(注) 平成17年度の突合リストは、平成15年8月から17年5月までの間に新規適用となった雇用保険の適用事業所と17年5月末時点の厚生年金保険の適用事業所を突合せたものである。本来、17年4月から5月の間において雇用保険に加入した事業所及びこれらの事業所のうち当該期間において厚生年金保険に加入した事業所を除く必要があるが、その数は不明となっていることから、これを行っていない。

10 「就業構造基本調査」等に基づく適用漏れのおそれのある被保険者数の推計

(単位：千人)

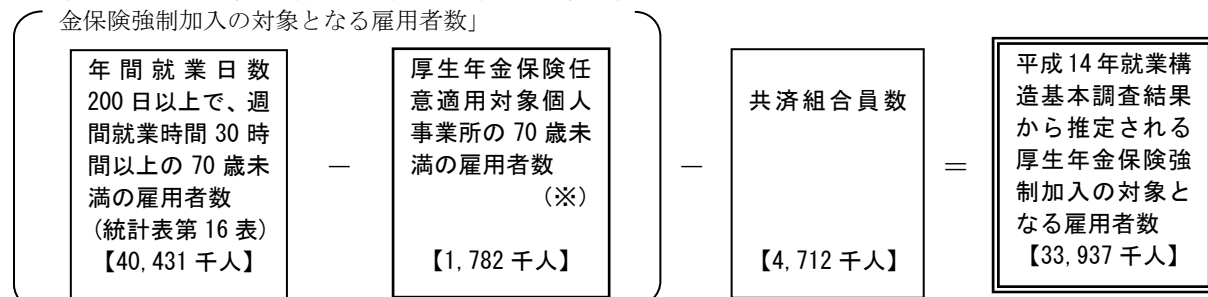


(注) 総務省の就業構造基本調査(指定統計 87 号、就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、平成 14 年 10 月 1 日の約 44 万世帯の世帯員約 105 万人を抽出して行った調査)結果及び社会保険庁の資料に基づき当省が作成した。

<推計の方法>

1 厚生年金保険強制加入となる雇用者数

平成 14 年就業構造基本調査結果による、「年間就業日数 200 日以上で、週間就業時間 30 時間以上の厚生年金保険強制加入の対象となる雇用者数」



※ 厚生年金保険任意適用対象個人事業所の 70 歳未満の雇用者数の算出について

就業構造基本調査では、i) 個人事業所の 70 歳未満の雇用者数、ii) 個人事業所の週間就業時間等別雇用者数についてのデータの集計は行われていない。このため、厚生年金保険任意適用対象個人事業所の 70 歳未満の雇用者数の算出に当たっては、次のとおり、年齢割合、就業時間等割合を使用した。

- ・年齢割合：(70 歳未満の雇用者数 53,796,300) ÷ (雇用者総数 54,732,500) ≒ 0.98
- ・就業時間等割合：(年間就業日数が 200 日以上で、週間就業時間が 30 時間以上の 70 歳未満の雇用者数 40,431,600) ÷ (70 歳未満の雇用者数 53,796,300) ≒ 0.75

① 厚生年金保険任意適用産業の個人事業所の雇用者数

$$\cdots 1,454 \text{ 千人} \times 0.98 \times 0.75 = 1,069 \text{ 千人}$$

② 厚生年金保険強制適用産業の雇用者 1～4 人の個人事業所の雇用者数

$$\cdots 970 \text{ 千人} \times 0.98 \times 0.75 = 713 \text{ 千人}$$

$$\text{①} + \text{②} = 1,782 \text{ 千人}$$

2 適用漏れのおそれのある被保険者数

厚生年金保険強制加入の対象となる雇用者数：33,937 千人

－) 厚生年金保険（強制加入）被保険者数：31,264 千人

2,673 千人

11 全国の社会保険事務局が加入指導対象とした適用漏れ事業所のうち適用に結び付いた事業所数（平成16年度）

（単位：所、％）

加入指導対象とした適用漏れ事業所数 (a)	適用に結び付いた事業所数	
	(b)	適用に結び付いた率 (b/a)
103,565	2,596	2.5

（注） 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

12 加入指導により適用に結び付いた事業所数が低調な社会保険事務局（平成16年度）

（単位：所、％）

社会保険事務局名	加入指導対象とした適用漏れ事業所数 (a)	適用に結び付いた事業所数	
		(b)	適用に結び付いた率 (b/a)
茨城	2,711	2	0.1
山形	1,127	2	0.2
富山	669	3	0.4
栃木	342	3	0.9

（注） 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

13 i) 適用漏れの新設事業所等の把握後、速やかに指導文書を発送するため、年1回の文書発送にとどめることなく年間複数回発送する、ii) 指導文書の発送に際して、事業主の加入意向等を確認するためのアンケート調査票と返信用封筒等を同封するなどにより、適用率を高めている社会保険事務所（平成16年度）

（単位：所、％）

社会保険事務所名	実施事業所数 (a)	適用に結び付いた事業所数	
		(b)	適用に結び付いた率 (b/a)
高松西	178	36	20.2
高松東	234	42	17.9
北見	357	42	11.8
松山西	268	30	11.2
仙台東	363	40	11.0

（注） 当省の調査結果による。

14 滞納処分が適切に行われていない不納欠損処理事例

社会保険 事務所名	内 容
仙台東	滞納していた現存事業所に対して、平成 10 年 8 月に財産調査を行い、社会保険料 5,001 万 7,017 円（うち厚生年金保険料 4,677 万 5,061 円）について電話加入権（1 台分）を差押えていたが 15 年 1 月に換価価値がないとして、差押えを解除。その後、時効中断措置を講じていないため、消滅時効が平成 17 年 1 月に成立。これに伴い不納欠損処理を実施。
石 巻	平成 5 年 10 月の適用開始から滞納が始まっていた現存事業所について、17 年 8 月 25 日末現在、1,884 万 6,397 円の厚生年金保険料等を滞納していたが、社会保険事務所は、それまでに取引銀行に対する財産調査を 1 回実施（平成 16 年 3 月）しただけで、差押え等は未実施。このため、平成 5 年 10 月分から 15 年 1 月分の厚生年金保険料等 413 万 3,100 円の消滅時効が 17 年 3 月に成立。これに伴い不能欠損処理を実施。
武 雄	滞納していた事業所の倒産に伴い厚生年金保険料等 382 万 6,050 円の不納欠損額が生じた例について、社会保険事務所は、平成 14 年 12 月 13 日に差押予告通知を発送し、同年 12 月 24 日に事務所に出頭することを要請していたが、事業主は要請に応じないにもかかわらず、その後の差押え等は未実施。平成 15 年 3 月 6 日に従業員から不渡りになった旨の連絡を受けるまで滞納整理を実施せず。

15 厚生年金保険、労働保険及び国民年金の概要(平成16年度)

区分	適用事業場数 (万事業所)	被保険者数 (万人)	保険料収納済額 (億円)	収納率 (%)	年金月額 (万円)	保険料	免除者数 (万人)	免除率 (%)
厚生年金 保	163	3,250	194,537	98.2	23.3 〔夫婦2人の基礎〕 年金額を含む〕	14.288% (平成17年9月～)	—	—
労働保険	297	4,855	36,052	97.5	—	<労災保険> 0.45～11.8% (業種により率が異なる) (平成18年4月～)	—	—
国民年金	—	第1号被保険者 2,217 〔第2号被保険者〕 3,658 第3号被保険者〕 1,099	19,354	63.6	6.6	<雇用保険> 1.95～2.25% (業種により率が異なる) (平成17年4月～)	全額免除者 176 半額免除者 41	全額免除者 8.1 半額免除者 1.7